## 経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
千里青雲高等学校	学校運営協議会に係るにもかかわらず、源協議会の実施日	泉徴収	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	こついて、所得税の源泉 かなかった。 源泉徴収額 0	<ul><li>、徴収義務があ</li><li>単位(円)</li><li>差引支給額</li><li>33,200</li></ul>	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【所得税法】 (源泉徴収義務) 第183条 居住者に対し国内において第28条第1項(給与所得) に規定する給与等(以下この章において「給与等」という。)	いて、追徴の手続を行い、 所得税の納付を行った。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。
	(4名分)	正	33, 200	4, 920	28, 280	の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。 (給与所得) 第28条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下この条において「給与等」という。)に係る所得をいう。	
	令和2年11月20日 (5名分)	誤 正	41, 500	6, 150	41, 500 35, 350		
	   令和3年1月 <b>22</b> 日 (5名分)	誤	41, 500	0	41, 500		
	(34分)	正	41, 500	6, 150	35, 350	【所得税基本通達】 法第28条《給与所得》関係 (委員手当等) 28-7 国又は地方公共団体の各種委員会(審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。)の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。(以下略)	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和3年11月9日)